

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、新潟県条例の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人 回生会
主たる事務所の所在地	〒958-0261 新潟県 村上市 猿沢 2220
代表者（職名・氏名）	理事長 佐藤 和女
設立年月日	平成12年8月7日
電話番号	0254-60-2220

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホームあさひ	
サービスの種類	短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	
事業所の所在地	〒958-0261 新潟県 村上市 猿沢 2160	
電話番号	0254-60-2225	
指定年月日・事業所番号	平成27年2月1日	1571201092
利用定員	定員29名	
通常の送迎の実施地域	村上市（神林地区、村上地区、朝日地区、山北地区）	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

短期入所生活介護（又は介護予防短期入所生活介護）は、事業者が設置する事業所において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認やその他利用者に必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の身体的、精神的負担軽減を図るサービスです。

5. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
医師	常勤 0人、 非常勤 3人
生活相談員	常勤 1人、 非常勤 0人
看護職員	常勤 1人、 非常勤 0人
介護職員	常勤 14人、 非常勤 2人
機能訓練指導員	常勤 1人、 非常勤 0人
栄養士	常勤 1人、 非常勤 0人

6. サービス提供の担当者

あなたへのサービス提供の担当職員（生活相談員）及びその管理責任者（管理者）は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

担当職員の氏名	生活相談員
管理責任者の氏名	管理者

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割の額ですが、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて、1割又は2割、3割となります。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型ユニット型短期入所生活介護費（ユニット型個室）】

利用者の要介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
要介護1	7040円	704円
要介護2	7720円	772円
要介護3	8470円	847円
要介護4	9180円	918円
要介護5	9870円	987円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき）	80円	8円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1840円	184円
緊急短期入所受入加算	本人または介護者のやむを得ない理由により緊急的に利用する場合（利用から7日以内、1日につき）	900円	90円
若年性認知症入居者受入加算	40～65歳未満の、脳血管疾患やアルツハイマー型認知症等の脳の器質的な機能が低下した状態の方が対象。	1200円	120円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	220円	22円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の14%	左記額の1割

(2) 介護予防短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費（ユニット型個室）】

利用者の介護度	短期入所生活介護費（1日あたり）	
	基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金（＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
要支援1	5290円	529円
要支援2	6560円	656円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金
療養食加算	要件を満たした上で療養食を提供した場合（1回につき）	80円	8円
送迎加算	送迎を行った場合（片道につき）	1840円	184円
若年性認知症入居者受入加算	40～65歳未満の、脳血管疾患やアルツハイマー型認知症等の脳の器質的な機能が低下した状態の方が対象。	1200円	120円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合（1日につき）	180円	18円
介護職員等処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金（基本部分＋各種加算減算）の14%	左記額の1割

（3）その他の費用

食費	1日につき1450円 （ただし、朝食400円、昼食450円、おやつ100円、夕食500円とし、1食単位で費用の支払いを受けるものとします。） また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費をいただきます。
滞在費	ユニット型個室（1日につき）2066円
送迎費	通常の送迎の実施地域を超えて送迎を行った場合、500円（税別）をいただきます。
理美容代	理容サービス内容に応じた額を実費でいただきます。 カットのみ 2300円 カット＋顔剃り又は、カット＋シャンプー 2600円 カット＋顔そり＋シャンプー 3000円
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

（4）キャンセル料

キャンセル料は原則いただいておりません。

(5) 支払方法

上記(1)から(4)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のとおりにお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後、次月の利用明細書に同封し送付致します。

支払い方法	支払い要件等
郵便局の自動払込	利用した翌月の10日までに利用明細書を送付します。明細書を送付後の17日に利用料金を引き落としします。

8. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称 氏名 所在地 電話番号	— —
協力医療機関	医療機関の名称 所在地 電話番号	医療法人 佐藤医院 新潟県 村上市 猿沢 2221 0254-60-2221
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	() — —

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害時の対策

非常時の対応	非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する取り組みを行います。			
避難訓練及び防災設備	年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、入居者も参加して行います。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	屋内消火栓	あり
	自動火災報知機	あり	ガス漏検知器	あり
	誘導灯	21箇所		
	防火扉	3箇所		

1 1. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	0 2 5 4 - 6 0 - 2 2 2 5
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付期間	村上市 介護高齢課	電話番号 0 2 5 4 - 5 3 - 2 1 1 1
	新潟県国民健康保険団体連合会	電話番号 0 2 5 - 2 8 5 - 3 0 2 2

1 2. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐに職員にお申し出ください。
- (2) 複数の利用者の方々が同時にサービスを利用するため、周りの方のご迷惑にならないようお願いします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

1 3. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定します。

虐待に関する担当者	生活相談員
-----------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 職員が支援に当たっての悩みや苦悩を相談できる体制を整えるほか、職員が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- (4) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。
- (5) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (6) 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (7) サービス提供中に、当事業所職員又は養護者（現に養護している家族・親族。同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 4. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げること留意して、必要最小限の

範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

緊急性	直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
非代替性	身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
一時性	利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

1 5. 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
 - ③職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修会並びに感染症の予防及びまん延防止のための訓練を定期的に行います。
 - ④①から③までのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

1 6. 業務継続計画の策定について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常災害時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 利用者に対し、業務継続計画について周知すると共に、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画変更を行います。